

## I 高齢者支援計画2024

## 1 計画策定の趣旨

「高齢者支援計画2024」は、老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項を定める「高齢者保健福祉計画」と、介護給付等対象サービス、地域支援事業の見込み量など、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定める「介護保険事業計画」、認知症施策を総合的に定め、共生社会の推進を目指す「認知症施策推進計画」を一体的に策定した計画です。

### ● 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。また、保険給付に要する費用の動向、保健福祉施策の進捗状況、その他の状況などを踏まえ、令和8年度中に現計画の見直しを行い、令和9年（2027年）4月からの3年間を計画期間とする次期計画を策定します。

## 2 高齢者の社会参加支援に関する基本方針

### ● 高齢者の社会参加支援の基本理念

生涯現役社会の実現につながる社会参加の拡大

### ● 高齢者の社会参加支援の基本施策

#### 1 意欲と気運を高める「意識醸成」

高齢者の社会参加意欲を喚起し、生涯にわたる社会参加を社会的共通認識とする気運を高め、誰もが生涯にわたって社会の一員であり続ける意識づくり。

#### 2 出番と役割を広げる「機会拡大」

高齢者が、積極的かつ無理をすることなく社会参加し、自身の経験や知識を社会の中で生かすことができるよう、関心や条件に応じて自ら選択することができる機会づくり。

#### 3 意欲と行動とを結びつける「環境整備」

意欲ある高齢者の社会参加を後押しするため、最初の一步を踏み出すきっかけづくりや活躍の場につなげる環境づくり。

## 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

### ● 基本目標

いくつになっても住み慣れた地域で  
希望と生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるまちづくり

## 4 施策の体系と展開

### 視点1 安心して住み続けられる生活環境の整備

今後、総人口が減少する中でも、高齢者人口、特に支援を必要とする後期高齢者は増加していきます。多様なニーズに対応するサービスの提供・支援体制を整備し、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう環境整備を進める必要があります。また、自然災害や感染症に対する日頃からの備えが重要です。

#### 施策1 介護サービス等の充実

高齢者とその家族が住み慣れた地域で生活をしていけるよう、施設サービスなど介護サービスの提供体制の整備や住まいの充実などを進めます。

#### 施策2 高齢者が暮らしやすい環境づくり

高齢者が暮らしやすい地域や住環境とするため、各種バリアフリー化などを進め、福祉のまちづくりを推進します。また、自助・互助の視点での地域づくりを進め、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる環境を整備します。

#### 施策3 災害・感染症への備えの強化

大規模地震や大雨・洪水などの災害、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行に日頃から備えるとともに、災害・感染症発生時における支援体制の強化を図ります。

### 視点2 地域共生社会の実現に向けた支援体制の充実・連携強化

個人や世帯を取り巻く環境の変化により生きづらさやリスクが多様化・複雑化している中、高齢者や家族介護者一人ひとりが尊重され、社会との関わりを基礎として自律的な生活を継続していけるよう、地域の支援強化・拡充と、それぞれの連携強化に努めていく必要があります。

#### 施策4 相談・見守り体制の充実・強化

地域包括支援センター・介護予防センターを中心とした相談・支援体制の充実・強化を図るほか、民生委員や事業者等による見守り・安否確認などにより重層的に高齢者を見守っていきます。

#### 施策5 支援機関の機能とネットワークの強化

高齢者のニーズは多様化していくことから、高齢者の生活を支える相談・支援機関の機能とネットワークを強化するとともに、医療と介護の連携を進めます。

また、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者等の介護負担を軽減し、地域社会全体で支えています。

### 視点3 高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できるよう、生活を支える体制の整備を進めるほか、自発的な健康づくり活動や社会参加を促すことで、健康寿命の延伸を図るとともに、可能な限り要介護状態等とならないような予防、要介護状態等の改善や重度化を防ぐ取組を推進し、生活の質の向上を図ります。

#### 施策6 介護予防活動の推進

介護予防やフレイルの予防などの普及啓発を積極的に推進するとともに、住民主体の通

いの場などへ支援やポピュレーションアプローチ（集団支援）を踏まえたハイリスクアプローチ（個別支援）を行います。

また、要支援認定を受けているサービス未利用者に対する介護予防支援を強化します。

#### 施策7 高齢期の健康づくりと社会参加による健康寿命延伸

高齢者の主体的な健康づくりを支援するとともに、社会で役割を持って活躍できるよう就労や生きがいづくりなどの社会参加への意識醸成や環境の整備を進め、健康寿命の延伸を図ります。

#### 施策8 生活支援の拡充

高齢者の多様なニーズに対応した生活支援サービスを提供できるよう、必要な方が必要に応じて利用できる環境整備を進めます。また、高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるため、様々な主体が連携・協力し、必要な活動への参加やサービスの利用ができる地域づくりを進めます。

### 視点4 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

令和5年（2023年）6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の方を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を目指した取組が必要です。

そのため、認知症に対する市民理解の推進や、認知症の方と家族への支援体制の整備、保健・医療・介護サービスを提供するネットワーク構築の推進を図ります。

#### 施策9 認知症に対する市民理解の推進

認知症に関する正しい知識と認知症の方に対する正しい理解の普及を進め、認知症の方の生活におけるバリアフリー化を推進し、自立した日常生活・社会生活に向けた体制づくりに取り組みます。

#### 施策10 認知症の方と家族等への支援体制の整備

認知症の方の社会参加の機会を確保し、権利利益の保護を図るとともに、家族介護者への相談・支援体制の充実に取り組みます。

#### 施策11 認知支援に関わる職員等の資質向上及び医療と介護の連携強化・ネットワークの構築

認知症の方の個々の状況に応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスを提供するネットワークを構築し、認知症の方が必要とする医療・介護サービスの質の向上に取り組めます。

### 視点5 超高齢社会においても持続可能な制度運営

今後、高齢者人口が増加する一方で現役世代の人口は減少していきますが、その状況下でも介護サービスを安定的に提供できる体制を維持していくことが必要です。

#### 施策12 安定的な介護保険サービスの提供と質の向上

介護保険サービスを安定的に提供し、質の向上を図るため、介護給付費の適正化や保険料の適切な賦課・徴収に努め、介護サービス事業者に対し適切な指導や助言を行うとともに、事業者情報などの公表を行います。

#### 施策13 担い手の確保と業務効率化の推進

介護保険制度の安定的な運営のために不可欠な担い手として、介護職員や専門職、ボランティアの確保と、AI・ICTによる介護現場の負担軽減、業務効率化の推進を図ります。

## 5 介護保険施設等の整備目標

計画期間（令和6年度～令和8年度）における介護保険施設等の主な整備目標は以下のとおりです。

| 施設区分                            |           | 令和5年度<br>実績（累計） | 目標（各年度の整備数） |       |       |            |
|---------------------------------|-----------|-----------------|-------------|-------|-------|------------|
|                                 |           |                 | 令和6年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 計画期間<br>合計 |
| 特別養護老人ホーム<br>（介護老人福祉施設）         | 定員<br>（人） | 7,632           | 200         | 200   | 200   | 600        |
| 介護老人保健施設                        | 定員<br>（人） | 4,388           | －           | －     | －     | －          |
| 認知症高齢者グループホーム<br>（認知症対応型共同生活介護） | 定員<br>（人） | 4,698           | 90          | 108   | 108   | 306        |
| 特定施設入居者生活介護                     | 定員<br>（人） | 6,241           | －           | 200   | 200   | 400        |
| 介護医療院                           | 定員<br>（人） | 726             | －           | －     | －     | －          |

※ 着工年度で計上。

## 6 介護サービス全体の現状と今後

札幌市の介護保険サービス利用者数は、要介護等認定者数の増加にともない、令和7年度（2025年度）では約81,000人となっており、高齢者のおよそ7人に1人がサービスを利用しています。

### ● 要介護（支援）認定者数・サービス利用者数の実績と計画値

| 区 分             | 実 績               |                   |                   |                   |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                 | 令和2年度<br>（2020年度） | 令和3年度<br>（2021年度） | 令和4年度<br>（2022年度） | 令和5年度<br>（2023年度） |
| 要介護（支援）認定者数     | 113,738人          | 115,298人          | 117,675人          | 120,170人          |
| サービス利用者数（合計）    | 72,744人           | 74,527人           | 76,121人           | 78,266人           |
| 居宅サービス・介護予防サービス | 53,777人           | 55,472人           | 56,950人           | 58,841人           |
| 施設・居住系サービス      | 18,967人           | 19,055人           | 19,171人           | 19,425人           |

| 区 分             | 実績                |                   | 計画値               |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                 | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) |
| 要介護（支援）認定者数     | 124,176人          | 127,699人          | 131,590人          |
| サービス利用者数（合計）    | 79,701人           | 81,176人           | 85,111人           |
| 居宅サービス・介護予防サービス | 60,185人           | 61,382人           | 64,751人           |
| 施設・居住系サービス      | 19,516人           | 19,794人           | 20,360人           |

※要介護（支援）認定者数は10月1日時点。

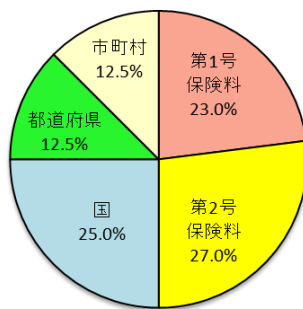
※サービス利用者数は各年度の1月あたりの平均。

※小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

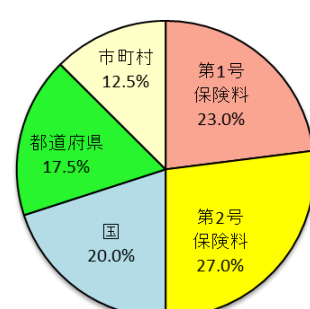
## 7 サービスの給付と負担の関係

- (1) 保険給付費等（サービス利用に要する費用）の財源は、基本的に50%が公費、残りの50%が保険料で賄われています。

居宅等給付費の財源構成



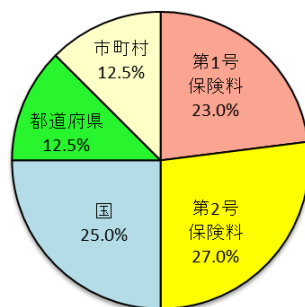
施設等給付費の財源構成



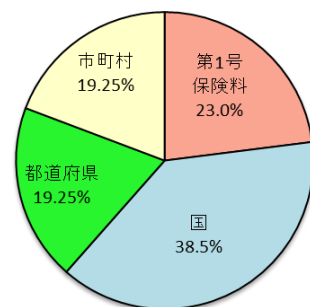
※施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設に係る給付費等であり、居宅等給付費は、施設等給付費以外の給付費。

- (2) 地域支援事業（①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業③任意事業）のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅等給付費と同じ構成ですが、包括的支援事業と任意事業では、第2号被保険者の負担がなくなり、国、都道府県や市町村の公費負担と65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料で構成されています。

介護予防・日常生活支援  
総合事業の財源構成



包括的支援事業  
及び任意事業の財源構成

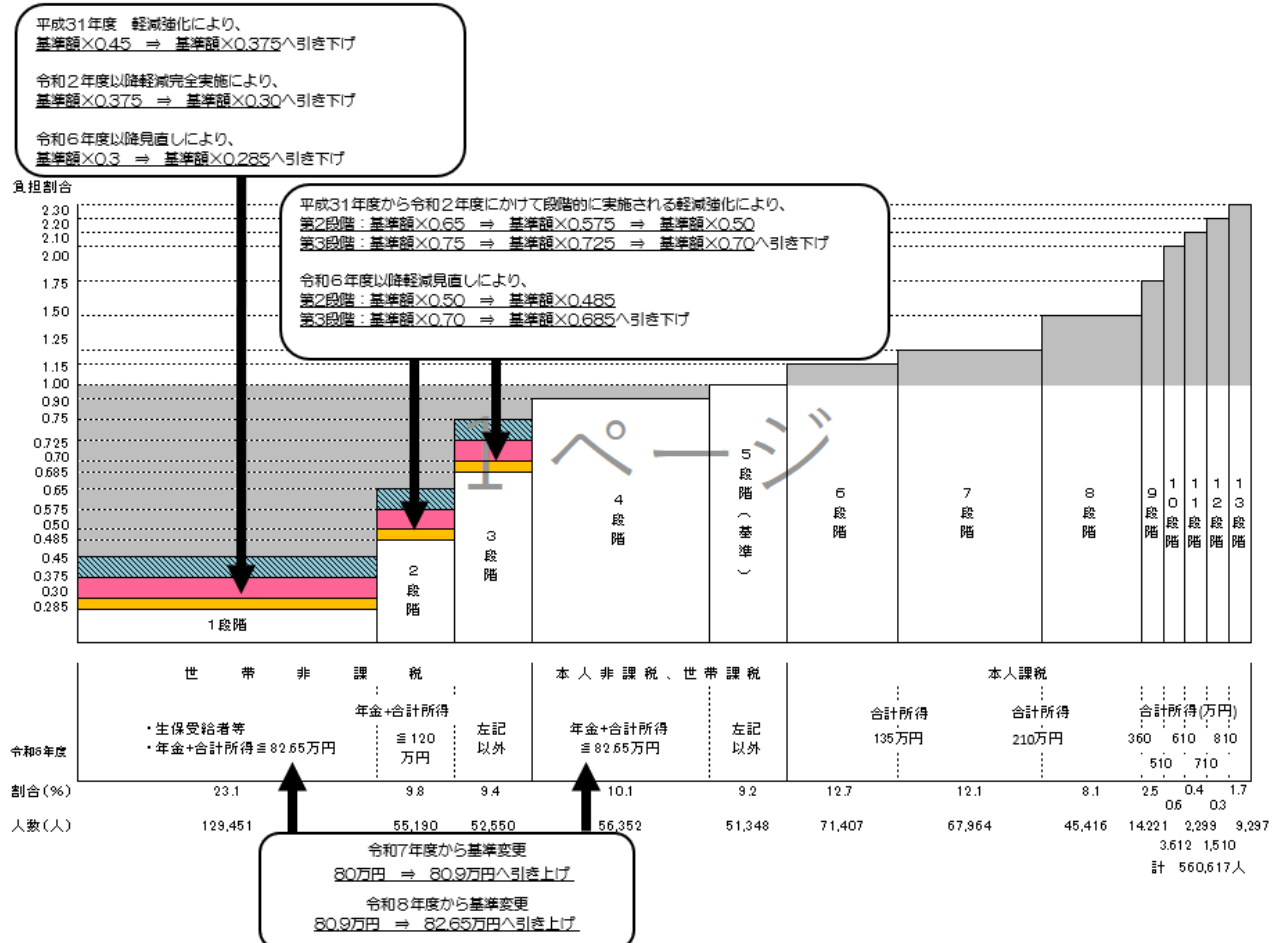


- (3) 保健福祉事業の財源は、国・都道府県・市町村の公費や第2号保険料の負担はなく、すべてが第1号保険料で構成されています。

## 8 介護保険第1号保険料のきめ細かい段階設定について

被保険者それぞれの負担能力に応じた保険料負担の観点から、保険料の所得段階をきめ細かく設定しています。また、今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇と、国の低所得者対策強化を踏まえ、第1段階から第3段階の基準額に乗じる割合をさらに引き下げ、その引き下げた分について、サービス費用の約50%の公費負担とは別枠で公費を投入し、保険料の軽減強化を図っています。

令和8年度における段階別保険料負担割合（軽減強化後）



## 9 介護保険料の減免制度について

やむを得ない特別な事情で保険料の負担が困難となった方などに対して、「災害減免」「所得激減減免」「介護保険法第63条減免」「低所得者減免」といった4種類の保険料減免制度を設けています。

### 低所得者減免の概要

保険料第2段階以上に該当する被保険者のうち、以下のすべての要件に該当する特に収入が低いと思われる方について、保険料負担額を第1段階相当額まで軽減します。

《要件》

- ① 世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下であること。

|      |       |
|------|-------|
| 単身世帯 | 120万円 |
| 2人世帯 | 160万円 |
| 3人世帯 | 210万円 |
| 4人世帯 | 260万円 |

(以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)

注) 算定対象とする収入は、市町村民税の課税対象となる収入の他、遺族年金などの非課税所得となる収入や仕送りも含め、被保険者及び世帯全員に帰属するあらゆる種類の収入となります。

- ② 他の世帯に属する市町村民税課税者に扶養されていないこと（税または健康保険）。
- ③ 世帯全員の預貯金額の合計が350万円以下である。
- ④ 世帯全員が、居住用もしくは事業用以外の不動産を所有していない。

## 10 介護保険料の額の設定について

サービス費用の増加によって、現計画の第1号保険料全体で負担する額は3年間で約1,191億円となり、前計画における見込額と比べて7.4%の増加が見込まれます。

### 費用見込額等の増加

| 前計画<br>(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023度)) | サービス費用額(3年間累計) |
|-------------------------------------|----------------|
| サービス費用の全体                           | 4,843億円        |
| 公費負担分(50%)                          | 3,734億円        |
| 第2号保険料分(27%)                        |                |
| 第1号保険料分(23%)                        | 1,109億円        |



| 現計画<br>(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026度)) | サービス費用額(3年間累計) |
|-------------------------------------|----------------|
| サービス費用の全体                           | 5,258億円        |
| 公費負担分(50%)                          | 4,067億円        |
| 第2号保険料分(27%)                        |                |
| 第1号保険料分(23%)                        | 1,191億円        |

※負担割合は全国の標準的なもの。実際には、市町村ごとの高齢者の所得段階別加入割合や後期高齢者加入割合の格差について、国による財政調整が行われるため、この比率とは若干異なる。なお、第1号保険料分には、第1号保険料で全額負担する保健福祉事業費を含む。

これらの費用をまかなうために必要となる第1号保険料の基準額(月額)は約6,317円となります。

この金額に対して、「札幌市介護給付費準備基金」を活用し、保険料の上昇抑制策を実施すると、基準額(月額)は、前計画と同額の5,773円となります。

## 11 介護保険の第1号保険料／令和8年度（2026年度）

| 段階    | 対象者                                                                                                                                                                                                   | 各年度の保険料               | 負担割合                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第1段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受給している方</li> <li>・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方</li> <li>・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方</li> <li>・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方</li> </ul> | 19,742円               | 基準額<br>× <u>0.285</u> |
| 第2段階  | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下の方                                                                                                                                           | 33,596円               | 基準額<br>× <u>0.485</u> |
| 第3段階  | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方                                                                                                                                                    | 47,450円               | 基準額<br>× <u>0.685</u> |
| 第4段階  | 世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方                                                                                                                                    | 62,343円               | 基準額<br>× <u>0.90</u>  |
| 第5段階  | 世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円を超える方                                                                                                                                   | 69,270円<br>(月額5,773円) | 基準額                   |
| 第6段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が135万円未満の方                                                                                                                                                                       | 79,661円               | 基準額<br>× <u>1.15</u>  |
| 第7段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が135万円以上210万円未満の方                                                                                                                                                                | 86,588円               | 基準額<br>× <u>1.25</u>  |
| 第8段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上360万円未満の方                                                                                                                                                                | 103,905円              | 基準額<br>× <u>1.50</u>  |
| 第9段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上510万円未満の方                                                                                                                                                                | 121,223円              | 基準額<br>× <u>1.75</u>  |
| 第10段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が510万円以上610万円未満の方                                                                                                                                                                | 138,540円              | 基準額<br>× <u>2.00</u>  |
| 第11段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が610万円以上710万円未満の方                                                                                                                                                                | 145,467円              | 基準額<br>× <u>2.10</u>  |
| 第12段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が710万円以上810万円未満の方                                                                                                                                                                | 152,394円              | 基準額<br>× <u>2.20</u>  |
| 第13段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が810万円以上の方                                                                                                                                                                       | 159,321円              | 基準額<br>× <u>2.30</u>  |

※実際に納めていただく保険料は、本表を基に算出した額から10円未満を切り捨てた額になります。